

第14回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 平成30年8月9日（木）13：00～15：40

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者

（構成員）宮川座長、菅構成員、居城構成員、牧野構成員

（審議協力者）中村審議協力者

（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行 ※金融庁は欠席

（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

1 個別分野の検討について

・ P 医療, 福祉

2 研究会における議論等を踏まえた修正等について

（1）第10回研究会（K 不動産業, 物品賃貸業）

5 概 要

事務局から、資料に基づき、「P 医療, 福祉」に係る生産物分類の分類原案について説明があった。また、第10回研究会における議論等を踏まえた修正等（K 不動産業、物品賃貸業）について説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

【医療業】

（医療サービスについて）

- 医療サービスを診療科別に区分することについては、SUTの基盤整備という観点からはあまり区分する必要性はないと思われるが、他に診療科別に区分するニーズは考えられるか。
→ 例えば、診療科の区分ごとの生産額は、医療の質の測定に資する面があると考えられる。
- 医療の質を整理するという点から、入院時保険適用外の食費や個室ベッド代金は区分して把握することができるか。
→ 入院時における食費及び個室ベッド代金について、公的医療保険が適用されるものと公的医療保険が適用されないものに区分できる旨確認している。
- 医療サービスの分類構成について、サービスの種類という意味では、入院と外来の区別が重要である。一方、SUT上は、公的医療保険が適用されるものと適用されないものを区分することが、政府消費と家計消費を区分できるため、意味がある。全ての組合せを統合分類として取っても良いのではないか。
→ 原案では、統合分類において「入院」、「外来（歯科除く）」、「外来（歯科）」に区分し、最下層で「保険が適用されるもの」と「保険が適用されないもの」に区分しているが、入院・外

来別と保険適用・不適用別の区分方法はそれぞれ重要と考えられることから、これらを組み合わせた統合分類を6つ設定することとしたい。

(健康相談施設)

- 842の健康相談施設の生産物について、実質的に病院及び診療所のサービスと同等のものと整理するのであれば、ワークシート上も「831病院」、「832一般診療所」及び「833歯科診療所」と一緒に整理すればよい。

(その他の保健衛生について)

- 国や地方公共団体が行う公務サービスから、原案の「検疫サービス」のように生産物分類として別途設定する場合、どのような考え方によるべきか。例えば、公務サービスに含まれるもののうち、民間企業においても同等のサービスを提供しており、国や地方公共団体においても利用料等として一部収益を得ている場合は、生産物分類として別途設定するという考え方もあり得るかどうか。

→ SNAでは公務部門が市場サービスを提供することを認めており、公務サービスの中に非市場サービスと市場サービスが混在していても特段の問題はないと思う。

→ 「公務サービス」から別途生産物分類を切り出す際の基準（考え方）について、引き続き検討していくこととする。

- 救急サービスはどこに含まれるか。また、救急隊員が医療行為を行っている場合このサービスをどう考えるか。

→ 救急サービスは、消防署が行っているものであり、公務に分類されると思われる。

→ 救急サービスについて実態を確認し、医療、福祉のサービスに反映する余地はないか今後検討してほしい。

- リハビリについては、どこに含まれるのか。

→ 高齢者に対するリハビリについては、公的介護保険が適用される高齢者介護サービスに含め、公的医療保険が適用されるリハビリについては、入院もしくは外来による医療サービスに含め整理している。

- 医療機関における診断書の作成など、書類作成業務はどちらに含まれるのか。また、薬の院内処方と調剤だけを行う薬局はどのように整理されるのか。

→ 書類作成業務などについては、外来による医療サービスの中に含まれている。また、院内処方とは区分できないため、医療サービスに含めるが、調剤だけを行う薬局であれば、産業分類上は小売業となっており、別に整理することとなる。

【社会保険・社会福祉・介護事業】

(児童福祉サービスについて)

- 放課後児童クラブの売上は何が該当するのか。

→ 放課後児童クラブにおいて、補助金が運営の主となるが、特定の児童を対象とした塾や習い

事などを行っている場合、別途料金を徴収している。

- 放課後児童クラブについては、補助金の対象となる範囲、補助金が交付されているところと交付されていないところのサービス内容の違い、区分可能性及び区分する必要性について引き続き検討してほしい。

(福祉施設の管理運営受託サービスについて)

- 福祉施設については、設置者である自治体自らが運営する場合と民間事業者に運営を委託する場合が考えられるが、サービス内容としては異なるものではないとも考えられるため、原案では受託サービスを生産物分類として設定していない。しかし、これまで研究会において検討を行ってきた産業の中には、このような受託サービスを生産物として設定しているものもあるが、その取扱いについてどのように考えるか。
 - 民間事業者に運営を委託する場合でも、産出先を受託元である自治体とするのではなく、自治体自らが運営した場合と同様に、家計消費と政府消費に産出すると考えればよいのではないか。
 - 企業内保育の場合は、費用は企業が全額負担し、社員である保護者の負担はないので、このようなケースは区分して考えるべきではないか。
 - 企業内保育など様々な場合が想定されるため、ケース別に検討し、再度、受託サービスの分類の在り方を検討することとする。

(その他)

- 移民・難民に対するサービスはNAPCSにおいて設定されており、日本でも少なからず存在するため、現在は公務に含まれているのかもしれないが、生産物分類として考えておく必要がある。
 - 移民・難民に対するサービス内容はどのようなものがあるか、ある場合、現分類のどこに含まれているか、含まれていない場合はどのように取り扱うかを今後、検討することとする。
- 保育園バスや幼稚園バスは運輸サービスにあたるのか。
 - 基本は運輸サービスと捉えているが、遠足や給食など保育・教育の中で付随的な活動があり、これらも含め別途料金を徴収しているかどうかなども踏まえ、結局、保育・教育サービスと区分できない場合も想定されるので、検討させてほしい。

【不動産業】

(投資用住宅販売サービスについて)

- 新築住宅、中古住宅の販売額を区分できるかが、SNA上の一番大事な問題である。本来はここを区分した分類がほしい。
 - SNA上のニーズと売上高の規模に鑑み、新築住宅販売サービスと中古住宅販売サービスを区分する方向で検討したい。
 - 修正案にある最下層項目を統合分類に引き上げ、最下層分類で「新築住宅販売サービス」と「中古住宅販売サービス」に区分してはどうか。

【物品賃貸業】

(自転車のリース及びレンタルの区分方法について)

- 自転車のレンタルには、自治体の委託やシステム会社等自らが運営する会員制のレンタサイクルも含まれるのか。
 - 含まれると思われる。
 - 生産物分類の策定に当たり、シェアリング・エコノミーを分類項目とするのも大きな目玉になると思う。
 - シェアリング・エコノミーについては、生産物分類における目玉の一つであると認識しているが、既存統計では様々な産業の生産活動に含まれているものであり、どう区分して把握するかが問題であると認識している。シェアリング・エコノミーの取扱いについては引き続き検討し、研究会において議論させていただきたい。

(パッケージサービスについて)

- 旅行を始めとした多くのサービスには、保険が含まれていると思われる。今後の上位の分類構成を検討するに当たっては、NAPCSをベースにして、旅行に係るサービスをまとめて上位の統合分類にし方が、パッケージサービスを扱いやすいのではないか。
 - 旅行サービスは、保険を含んだ形で設定していない。旅行業者は保険代理店として、手数料を得ているのみであり、別途「保険代理仲介サービス」を設定している。
 - 売上高を区分できるサービスについては区分するが、そうではないものは、パッケージサービスとしてはどうか。事務局でパッケージサービスを設定する基準について検討してほしい。

(福祉用具のレンタルについて)

- 物品賃貸業者が介護保険の適用となる福祉用具のレンタルを行っていた場合どのように取り扱うのか。
 - 物品賃貸業の副業として、「公的保険が適用される高齢者介護サービス」を設定する必要があると思われるが、そのような事業所があるのかなども含めて確認・検討したい。

(以上)